

令和8年(2026年)三条市議会第2回臨時会提出議案概要

〔令和8年3月25日送付分〕

議第 1 号 副市長の選任について

本市副市長に高橋誠一郎を選任いたしたいので議会の同意を求めるもの

任期 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 2 号 教育委員会教育長の任命について

本市教育委員会教育長に熊倉隆司を任命いたしたいので議会の同意を求めるもの

任期 令和8年4月1日から同年7月25日まで

報第 1 号 専決処分報告について

(令和7年度三条市一般会計補正予算)

補正額 5,703千円

補正後の額 61,641,695千円

専決処分日 令和8年3月24日

報第 2 号 専決処分報告について

(三条市税条例等の一部改正について)

地方税法等の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの

【改正した条例】

三条市税条例

三条市都市計画税条例

【改正の主な内容】

1 三条市税条例の一部改正

- (1) 軽自動車税環境性能割の廃止及び軽自動車税種別割の名称変更に伴い、関係する規定を削る等の規定の整備を行う。
- (2) 肉用牛の売却による事業所得に係る個人市民税の課税の特例措置の適用期限が3年延長されることに伴い、規定の整備を行う。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置のうち、廃止されるものについて、関係する規定を削る。
- (4) 利便性等向上改修工事を行った改修特別特定建築物に係る当該工事が完了した年の翌年度から2年度分の固定資産税について、その税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する特例措置が設けられることに伴い、当該割合を3分の1とすることを定める。
- (5) 燃費性能等の優れた軽自動車の税率を軽減する特例措置が2年延長されることに伴い、規定の整備を行う。
- (6) 優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例措置の適用期限が3年延長されることに伴い、規定の整備を行う。
- (7) 地方税法等の条項ずれに伴う規定の整理を行う。

2 三条市都市計画税条例の一部改正

- (1) 利便性等向上改修工事を行った改修特別特定建築物に係る当該工事が完了した年の翌年度から2年度分の都市計画税について、その税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する特例措置が設けられることに伴い、当該割合を3分の1とすることを定める。
- (2) 地方税法等の条項ずれに伴う規定の整理を行う。

専決処分日 令和8年3月31日

施行期日 令和8年4月1日

報第 3 号 専決処分報告について

(三条市国民健康保険税条例の一部改正について)

地方税法施行令等の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの

【改正の主な内容】

- 1 国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円とする。
- 2 子ども・子育て支援納付金課税額の軽減額を被保険者の区分ごとに定める。
- 3 国民健康保険税の減額の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を次のとおり引き上げる。

区分	現行	改正案
7割軽減	所得基準額 43 万円+10 万円× (給与所得者等の数-1)	所得基準額 43 万円+10 万円× (給与所得者等の数-1)
5割軽減	所得基準額 43 万円+10 万円× (給与所得者等の数-1) + 30 万 5,000 円×被保険者等の数	所得基準額 43 万円+10 万円× (給与所得者等の数-1) + 31 万円×被保険者等の数
2割軽減	所得基準額 43 万円+10 万円× (給与所得者等の数-1) + 56 万円×被保険者等の数	所得基準額 43 万円+10 万円× (給与所得者等の数-1) + 57 万円×被保険者等の数

専決処分日 令和8年3月31日

施行期日 令和8年4月1日